

【総領事館からのお知らせ：安全対策情報：1月】

平成28年1月14日（総16第02号）

在デンパサール日本国総領事館

1 治安情勢

(1) テロ関連情報

昨年11月にフランスのパリで発生した連続テロ事件以降、欧米諸国だけでなく、各国でテロへの警戒が高まっており、インドネシアにおいても、空港等における警戒のアラートが引き上げられた状態が続いています。

昨年12月末、インドネシア国家警察は、自爆テロを計画していたとされるISIL支持者9名をジャワ島各地で逮捕、さらにスラウェシ島ではISILと関連があると見られる男3人を逮捕し、その後本年に入ってから各地で治安当局によるテロリストの逮捕が続き、ISIL支持者の監視や取締りが益々強化されています。

(2) 注意喚起の発出

去る12月31日、在インドネシア米国大使館は、新年の祝祭の前後に、スングギビーチ等、ロンボク島の観光客が訪れる浜辺で、潜在的な治安上の脅威がある旨、自国民に注意喚起する「緊急メッセージ」を発出し、それを受けて当館からもロンボク島における治安に対する脅威についての注意喚起を発出しました。

(3) 対策

テロはどこでも発生し得る可能性があり、旅行者や大勢の人が集まる場所等はテロの標的となり得るものという認識が必要と思われます。引き続き、テロ関連情報にはご注意頂くとともに、不測の事態に巻き込まれることがないように、日頃から危機管理意識を持ち、特に外出時には周囲の状況に注意を払う、利用するホテル、レストラン、ショッピングモール等が十分な安全対策を講じているか確認する、多数の外国人が集まる場所及び主要欧米関連施設等、テロの標的となるような場所に近付くことは極力避けるようにするなどの安全対策を講じるよう心がけて下さい。

2 一般情勢

(1) 地域社会集団同士の衝突

昨年12月末、デンパサール刑務所内に服役中のバリ州2大地域社会集団（「ラスカル・バリ」及び「バラディカ」）メンバー間の衝突に端を発し、同刑務所内外において双方のグループに多数の死傷者が出る暴力事件が発生しました。また、同事件後、警察による同刑務所内の一斉捜索の結果、刑務所内で拳銃7丁、弾丸252個、刃物類数百丁が押収された旨報じられています。両グループ間では、当局の調停による和解が成立した模様ですが、引き続き散発的に小競り合い等が発生しているとされています。路上で喧嘩やトラブル等の現場に遭遇した場合、巻き込まれないように速やかにその場を離れ、身の安全を確保して下さい。

(2) 麻薬・薬物への注意

インドネシア当局は、引き続き薬物犯罪の取締りを強化しています。昨年12月から1月にかけて、警察はデンパサール市内等で複数の薬物の密売人を逮捕し、覚醒剤を押収しています。

バリ州各地においても、インドネシア人、外国人を問わずに多数の逮捕事案が続いています。インドネシア当局は外国人に対しても死刑を含む重い判決を下しており、薬物犯罪に対し厳しい

姿勢で臨んでいます。麻薬・薬物には絶対に関与しないようにしてください。また、薬物が蔓延しているような危険な場所には近寄らないことをお奨めします。

(3) 疾病、感染症等への注意

バリ州保健局は、2015年に州内で罹患者が多かった疾病、感染症として、下痢、狂犬病、HIV/AIDS、デング熱、結核を上げています。特に、昨年1年間に、狂犬病では15名、デング熱では27名が死亡しています。犬に咬まれる件数は依然として減っておらず、狂犬病に対しては引き続き注意が必要です。また、デング熱の感染者は、例年、雨期の終わりの3月～5月にかけてピークとなりますが、タバナン県等では現在でも感染者が多く発症している由です。

3 邦人事件・事故関係

(1) スリ被害

昨年末、繁華街のナイトクラブにおいて、邦人旅行者が椅子の背中側に置いておいたバッグから気付かないうちに旅券・財布を掏られるという被害が発生しました。

レストランやホテルのロビー等、不特定多数の人間が集まる場所においては、荷物は常に目と手の届くところに保管する等、同種事件の被害防止に御留意ください。

(2) 飲酒運転

当地において飲酒運転によるとみられる邦人の死傷事故が発生しています。飲酒運転は当国でも違法で、事故を起こした場合には、重い刑罰が課せられることとなります。飲酒運転は絶対にお止めください。

4 その他

○ 入国の際の現金持ち込みに関する注意

当地入国に際し、1人当たり1億ルピア相当（日本円で約85万円）以上の現金を持ち込む場合には、税関申告書での申告が必要ですが、申告漏れにより税関で罰金を徴収される事案が発生しています。

相当貨の現金を所持している場合、税関申告書の当該欄（「1億ルピア相当以上の現金を所持しているか」）にNOと記入し税関を通過しようとする、虚偽申告（申告無し）として罰金（持ち込み金額の10%）が課せられます。

家族やグループの現金を1人がまとめて持っている場合でも、代表者による申告が必要です。申告した現金に税金が課せられることはありません。相当貨の現金を持ち込む場合には、必ず税関申告を行ってください。

以上